

# 奈良県立医科大学医学部看護学科入学試験委員会規程

平成16年4月13日 制定  
最終改正 平成28年4月1日

## (趣旨)

第1条 奈良県立医科大学医学部看護学科の入学試験を管理運営するため看護学科入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- 一 入学者の募集に関する事。
- 二 学科試験実施教科、科目に関する事。
- 三 学科試験問題に関する事。
- 四 健康診断に関する事。
- 五 小論文試験問題に関する事。
- 六 面接試験に関する事。
- 七 調査書の審査に関する事。
- 八 試験成績書の作成に関する事。
- 九 試験場の管理に関する事。
- 十 その他入学試験に関する事。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は看護学科長を、副委員長は看護教育部長をもって充てる。
- 3 委員は、教育研究審議会の審議を経て学長が任命する。

## (職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (任期)

第5条 委員長及び副委員長以外の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (専門委員)

第6条 委員会に次の専門委員を置く。

- 一 健康診断委員
  - 二 小論文試験委員
  - 三 面接試験委員
- 2 専門委員は、委員長の内申により学長が任命又は委嘱する。

第7条 健康診断委員は、志願者の健康診断を行い、その結果を委員長に報告するものとする。

- 2 小論文試験委員は、小論文試験について問題の作成並びに答案の採点を行い、採点結果を委員長に報告するものとする。
- 3 面接試験委員は、受験者の面接並びに評定を行い、その結果を委員長に報告するものとする。

(成績書の作成等)

第8条 委員長は、前条の報告並びに調査書の審査の結果を総合して試験成績書を作成し、入学者決定に関する意見を具して学長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育支援課において行なう。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は学長が定める。

附則（平成16年4月13日）

この規程は、平成16年4月13日から施行する。

附則（平成18年1月10日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年4月11日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年2月13日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成27年6月4日）

この規程は、平成27年6月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成28年3月31日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。